

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年7月17日（金）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】辻部長 永瀬防災安全監

〔防災安全課〕三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官
戸崎危機管理室係長

【福祉保健部】景山部長

〔健康対策課〕中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍 聴 者

安達議員 今城議員 岩崎議員 門脇議員 前原議員 又野議員 渡辺議員
報道関係者3人 一般3人

議題

- ・委員長辞任について
- ・委員長の互選について

報告案件

- ・安定ヨウ素剤の事前配布について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○土光副委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

まず、稲田委員長から辞任願が提出されました。委員長辞任についてを議題といたします。稲田委員は除斥となりますので、御退席ください。

〔稲田委員退席〕

○土光副委員長 お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○土光副委員長 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり稲田委員の委員長の辞任を許可することに決しました。それでは稲田委員御入場ください。

〔稲田委員復席〕

**○土光副委員長** ただいま委員長が欠員となりましたので、委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。互選の方法につきましては、指名推選の方法によることとし、副委員長の指名とさせていただきますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光副委員長** 御異議なしと認め、そのように決定しました。

委員長には、尾沢委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光副委員長** 御異議なしと認めます。委員長には、尾沢委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶があります。

〔尾沢委員長は委員長席に、土光副委員長は自席に、それぞれ着席〕

**○尾沢委員長** ただいま御推選をいただきました尾沢です。この原発エネルギー委員会には、私も長いこと関わってきておりまして、時間だけは長くやっておりますが、これについてはなかなか勉強不足なところもあります。皆さん方の御協力をいただきながら、稲田委員長の後を引き継ぎさせていただきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

そういたしますと、これより委員会の進行を進めてまいりたいと思います。

本日の案件は、報告案件として、1、安定ヨウ素剤の事前配布について、ということでございますので、当局の説明を求めます。

中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** そういたしますと、事前に配付しました、安定ヨウ素剤の事前配布についてという資料に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

平成30年度から、島根原子力発電所から30キロ圏内、いわゆるUPZ圏内にお住まいの方を対象に、安定ヨウ素剤を事前に配布しておるところでございます。それに基づきまして、今年度も下記のとおり事前配布を行いたいと思っております。

まず、対象地域でございますが、UPZ圏内のいわゆる島根原子力発電所からおおむね5キロから30キロ圏内の米子市の該当区域というところでございます。米子市に当たっては、30キロの境界の自治会を含む地域というところでございます。具体的な校区、地域名は、御覧のとおりでございます。

次に、対象者でございますが、対象地域に居住する住民であって、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤を緊急時に受け取る場所、いわゆる一時集結所で配布する際に、今から御説明させていただきます理由により、速やかに受け取ることができないため、事前配布を希望する方が対象者になります。

理由についてですけれども、大きく4点ありますが、まず1点目、障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい方。2つ目、高齢者、障がい者、小さい子ども等が世帯におり、緊急時に受け取りに行くことが難しい方。3つ目が、緊急時に受け取る場所、一時集結所までの距離が遠い方。それ以外でも、その他上記に準ずる何らかの理由がある方、というところで対象者を定めておるところでございます。

続きまして、事前配布説明会の日程及び会場でございます。安定ヨウ素剤の配布につきましては、事前配布説明会を設けます。これも昨年度までも説明会を設けているところですが、今年度も回数としては同程度、4回、ふれあいの里に設けるという形になって

おります。この点は、昨年度までは各公民館で事前説明会を開催しておりましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の関係で三密を避けるというような観点からふれあいの里を会場に設定したところでございます。

続きまして、4番目でございますが、申請及び受け取り方法でございます。配布を希望する該当者は、米子市は健康対策課及び防災安全課になります、及び県西部総合事務所福祉保健局の窓口で配布申請書を手入力いただき、米子市に郵送等で提出する形になります。

申請期間につきましては、8月3日から8月31日までといたします。

自宅等に送付される案内を持参いただきまして、事前説明会、先ほどの4日の事前説明会に参加いただくという形になります。会場に必要な説明や服用についての問診を受けた後、安定ヨウ素剤をその場で受け取るという形になります。

続きまして、裏面に行きます。安定ヨウ素剤の効果及び副作用というところでございますが、原発事故が起きた際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに放射性ヨウ素がありますが、この安定ヨウ素剤を服用することによって、この放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果があります。安定ヨウ素剤を飲んだときに、まれに副作用が起きるといった現象が起きます。

次に、服用のタイミングと服用量でございますが、服用のタイミングにつきましては、国、県、または市の指示によってから服用しなければなりません。服用する薬の種類と服用量につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、配布後の管理及び薬剤の交換につきまして、御説明させていただきます。配布された安定ヨウ素剤は、国等による服用指示があるまで、誤って服用したり、紛失しないように適切に保管、管理する必要があります。UPZ圏外に転出する等、そのような場合につきましては、その際に、安定ヨウ素剤は必要なくなりますので、米子市が回収したいというところでございます。その他安定ヨウ素剤の有効期限が製造後5年となっておりますので、その到来前に交換すること、あと進学等によって薬剤の種別や服用量が変わる場合がありますので、その都度、その対象者に案内を送付いたします。

周知方法につきましては、市政記者への資料提供、広報よなご、ホームページへの掲載、該当区域の自治会へのチラシの班回覧、あとは保育園、幼稚園、小学校、中学校への配架におきまして、周知いたしたいと思っております。

その他説明会場におきまして、申し出がありましたら、託児場所の設置もいたしたいと思っております。

説明のほうは以上ですけど、最後に一点、昨年度からの変更点というところで、先ほどもお話ししました場所以外で、今年度から、保健所、これは委員の御指摘もありまして、県と検討した結果、保健所で8月から、月2回、第2、第4火曜日におきまして、配布するという事も併せて説明させていただきたいと思っております。説明のほうは以上でございます。

**○尾沢委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 昨年との違いについて、確認をさせていただきたいと思っております。三密を避けるために、会場については、ふれあいの里になったという御説明と、もう一点、保健所

で配布をするということになりましたと、月の第2、第4火曜日とおっしゃったと思うんですけども、その場合についても、事前説明会の説明を受け、医師の配布可という判断を受けた方が配布になるという、配布までの流れについては、変更はないのでしょうか。

○尾沢委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 矢田貝委員からの御指摘の質問につきましてですけども、説明会で行うことを、実際、米子保健所でやるというイメージでございます。ですので、その申請書を持っていただいて、お薬手帳と一緒に持っていただきまして、その場で、医師、保健師、薬剤師が第2、第4火曜日に米子保健所に来ますので、説明会で行うことを米子保健所で実際やるということでございます。事前に説明会に行くということではございません。

○尾沢委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。それらがまた何らかの形で広報されていくということになるということで、少し厚めの用紙も事前に資料としていただいておりますけど、さらっとしか見てなくて申し訳ないんですけど、去年いただいたものと、大きな違いがないぐらいにしか見比べてなかったんです。その中に、そういったことも書いてあるということなんですか。

○尾沢委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 今回お配りしました事前資料の中にも入っているところでございますが、そこら辺の記載と一緒に、令和2年度安定ヨウ素剤事前配布のお知らせ、というペーパーの3ページ目に記載させていただいているところでございます。あと、委員がおっしゃるとおり、そこら辺がこの内容、この配布で分かりにくいところがありましたら、当然、ホームページとか、小学校、中学校も含めまして、自治会の回覧の配布につきましても、そこら辺の工夫はさせていただきたいというふうに思います。

○尾沢委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私もしっかり見てなくて申し訳ありませんでした。書いてあるということと、また、いただいた2枚目のほうの米子保健所で安定ヨウ素剤を事前配布しますというところもしっかり読めば、1枚目の中段の右のあたりに書いてあったというところで、去年と違うというところで皆さんに多く渡るように努力をしていくというところが伝わるような表現であったのかなという感想で私が気づかなかっただけなんだと思ったことと、今回の事前の配布につきまして、ある程度目標を持って皆さんに禁忌の基礎疾患をお持ちの方であるとか、いろんなことが徹底された上で、さらに多くの方が事前に自分も持っておいたほうがいいのではないかという視点で、このことを捉えられるような、行政としての新たなお考えとございますか、健診の中に地域の方々への配布に何かを入れこむであるとか、意識を持って取り組んでいただけるようなこと、事前に持っている方が、避難所、一時集結所において再び重なった服用になるようなことがないような工夫というか、そういったことを去年以上に前進させていく計画というのがあればお教えいただけますでしょうか。

○尾沢委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 今御指摘いただいた件につきましてですけども、これは考え方が様々なところがあるかと思うんですけども、まずもって、この安定ヨウ素剤を事前に100パーセント配布する狙いというところでありましたら、今、委員がおっしゃるとおりだと思うんですけども、片方側で、いわゆる更新、要は管理という面で、配っていつでも

飲めるというようなものでしたら、そのような対応を我々も検討すべきだと思うんですけども、今のところは、対象者に説明した、有事になったときに、どうしてもなかなか手に入れにくいとか、一時集結所に行きにくい方は、事前に配布するというのが狙いでございますので、そこの徹底をしたいというふうに考えているところでございます。

**○尾沢委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。そこの多くの方に一律に情報が行く、自分が事前に持つかどうかという判断の基準に対しても情報が行くということが大事だと思って、たくさんの方が情報を得ることを目的とされた上で、事前配布を全員にするとかそういうことではなく、工夫というものは、お願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** いただいていますこの2つの資料は、どういう形でUPZ内の自治会には、回覧でこれは各戸に配られるというわけでしょうか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** おっしゃるとおりです。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 私も矢田貝委員と一緒に、最初にこっちを読んだときには、保健所が書いてないといふ思ったものですから、セットで配られないとなかなかみんなに届かないなというふうに思ったところです。

次ですけど、事前に安定ヨウ素剤をいただいおかないとなかなか一時集結所にいけないというようなことが想定される条件の人が、配布の対象になっているんですが、ただ原発事故というのは、どういうときに起こるかというのが分からないところでして、福島のように地震、津波という状況ですと、普通の状況と違いますよね、道路が寸断されるとか、いろいろなことが起こりますので、想定されること以上の困難が出てくるということが考えられます。福島でも実際には、なかなか安定ヨウ素剤が配られなかったという事実がありますので、そういう意味でいうと、事前配布の対象は、希望される人には配布することにしていただきたいというふうに思うんですけども、そこのところは、これからいろいろ国の方針もありますし、いろいろ検討されるところもあると思いますが、そういう方向には向かっていきませんか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 今の御指摘につきましてですが、端的な回答としましては、実際、対象者の4番のところですね、その他上記に準ずる理由があるという形での表記にはなっていますけども、今、石橋委員が言われたとおり、結果的に事前配布を希望される方には、今みたいな理由になるわけですから、結果的には配布させていただくという形になろうかと思っております。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 分かりました。それで希望すれば、配布になるということですか。はい。

重ねてですけど、UPZの圏内の避難というのは、例えば、放射能が放出されてから後になりますよね。5キロ圏でしたら、PAZの中でしたら、危険があるときにはすぐ、避難をするという規定になっていますが、UPZは、放出されてその放射線量がかなり人体に及ぼす危険が考えられるようになってから、数値の基準がかなりのところまでありま

す。ですので、どうしても放射能の影響を受けざるを得ないというところがあります。そういう意味でいいますと、UPZ圏内というのは、何か事があったときには、ほんとに被曝をするという危険性が高いので、ぜひそのところを、危険性を市民にも知らせて、このヨウ素剤ではなかなか外の放射線の対応はできないんですけど、でもそのヨウ素剤がたくさんの人が事前に持っておられるようにというか、その状況を把握してもらうように、周知することがいると思うんです。その辺のところ、もっと今、やっぱり事前に配布といっても、申し込まれて説明会を受けられて、受け取って帰られる人はまだまだ少ないと思います。それをもっと奨励するような方向にしなければいけないと思いますが、どういうふうに思いますか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監

**○永瀬防災安全監** 今、石橋委員のおっしゃることの原子力災害に対するリスクというのは、おっしゃるとおりですが、むやみに、全てが危険というか、こういった原子力防災ハンドブックというのを、各家庭に全戸配布させていただいて、原子力災害、あるいは、原子力というものがどういうものかということのを正しく皆さんに理解させていただいて、万が一原子力の事故が起きたときに、屋内退避から始まって、国等からの指示を冷静に待っていて、その流れの中で安定ヨウ素剤というものをどういうタイミングでしっかりとタイミングを逃さずに服用できるかというのは、先ほど来、皆さんから御意見をいただいているように、そういったものをどういうふうにしていったら、皆さんにきちんと理解してもらって、適切に対応できるかというのは、今後も健康対策課と一緒に考えてまいりたいと思います。以上です。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 意見ですけど、先ほど尾沢委員長もなかなか何年やっても分からないこともあるというふうに、おっしゃってましたけど、この原子力の問題は、危険性のあるUPZにかかっている、あるいは、UPZの外であっても、例えば、福島飯館村のように、どういうふうに放射能が流れるか分からないという現状では、いろんな危険がありますので、そのことは、市も市民と一緒に情報をたくさん出しながら考えていくという姿勢が必要だというふうに申し上げて終わります。

**○尾沢委員長** そのほかの質疑はございますか。

国頭委員。

**○国頭委員** 先ほどの石橋委員の質問で、これを配布するという事で、自治会の回覧という話がありましたけども、回覧で回されるんですか、その地区の人の戸数分だけ自治会に配布するという、1世帯ずつ配布するというわけではないんですか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 自治会の班回覧にこちらを同封させていただいて、班の回覧で回していただくという方法を考えております。

**○尾沢委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 私も今年、班長をやっているんですけど、回覧となると、これだけの情報量を書き留めてというのはなかなか難しいのではないかと考えております。1世帯ごと、これがあれば、しっかりと読めますので、回覧となると急いで次の人に渡さないといけないみたいなどころもあつたりしますもので、そんなに各世帯にささと回ることもありますの

で、そのあたりはぜひ検討していただきたいと思っております。すべきじゃないかと思っております。そのあたりどう判断されるでしょうか。

○尾沢委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 今御指摘の件につきましてですが、そのカバーも含めまして、まず班回覧で一応確認いただき、なおかつ、広報よなごの8月号でも掲載させていただきますので、各戸それが配布という形になろうかと思っておりますので、そこら辺の対応で考えているところでございます。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 分かりました。あと、2ページのいつ、どれくらい服用するのですかというところで、先ほど説明がありましたけれども、国、県または市からの服用指示が出た際に、服用してくださいということですが、このあたりの具体的な指示のどういったところで、一時集結所、並びにまた何か指示を出す具体的な形というのは、県も市もですけど、そのあたり考えられているんですかね。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 どういった形で市民の皆さんにお伝えするかというところですけども、通常の防災に関する情報と同じような伝達方法になるかと思っております。緊急のエリアメールであったりとか、トリピーメール、県の原子力防災アプリ、防災行政無線であったりとか、そういった形で指示をお伝えするようになるかと思いません。

○尾沢委員長 ほかに質疑はございませんか。奥岩委員。

○奥岩委員 昨年、一昨年と、事前配布をしていただいて、数的には少し昨年は減っているのかなと見ているんですが、その中で本年度は、新型コロナの影響もありまして、先ほど御説明にもありましたとおり、会場を変更されて感染症対策を講じた上で事前配布説明会を行われるということだったんですが、こちら聞き漏らしていたら申し訳ないんですけど、会場をふれあいの里に選定された理由を教えてくださいましてよろしいでしょうか。

○尾沢委員長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 先ほどの御説明の中で、お話させてもらったとおり、三密を避けると、会場が広いふれあいの里を選ばせていただいたというところでございます。

○尾沢委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。対象の方が市内の浜のほうから、市街地のほうから、になったりとかするので、場所的に考えると、ふれあいの里がいいのか、もう少し寄ったほうがいいのかということもあると思うんですけど、今の御答弁のとおり、感染症対策がきちっと講じられるということで、こちらの場所を選定されたと思いますので、当日はそここのところ、もちろん、留意されると思いますが、引き続き、時期も時期でして、9月、10月、というのが、これから先どうなる状況か分かりませんので、中止されるということがあるのか、ないのかも少し分かりませんが、そここのところは留意していただいて対応をお願いしたいと思います。以上です。意見です。

○尾沢委員長 ほかに。稲田委員。

○稲田委員 私からは1点、お願いのような話なんですけれども、周知方法で今、いろいろなやり取りがありました。回覧がいいのか全戸配布がいいのか。今このチラシを見させ

ていただいて、もしできれば、もうこのチラシには無理なんですけど、QRコードとかがあったほうが、むしろ、さっと見て、自宅を見て、こういうことがあるんだなというのを一度知覚されて、先ほどの答弁の中にありました鳥取県の原子力防災アプリを同時にインストールしておいてもらえれば、行く行くは災害のときにぱっとスマホを見れば、情報があるなという回路が一つできればいいかなと思います。チラシは恐らく刷ってあって、今からはちょっと無理だということになるかもしれません。もし間に合えば、広報よなごに載せられる際には、もうそういう原稿ができていのかどうか私は分かりませんが、QRコードがあるようなものを工夫されたらと思います。これは意見です。以上で終わります。

**○尾沢委員長** ほかに質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず最初に、これの報告というか、報告の在り方に関して注文というか、苦言に近い形の注文を言いたいのですが、例えば、今これで8月からやるというそういった報告なんですけど、事実上すべて決まっていますよね、チラシもほぼ確定している。だから、こういうように決まりました。これでやりますという単なる報告というふうに今日はそう位置づけられると思います。ただ、やはり、安定ヨウ素剤の事前配布というのは、市民の間でも関心が高い人が多いので、特に今年は3月の時点で、今回実現していますが、県も保健所で定期的に事前配布をやるというのは3月の時点で、知事自身が明言していることなので、状況が例年とは少し変わったやり方をするのかなというそういった情報も入っていて、だからそういった意味で、決まってから単にこうやりますという、議会に対する報告ではなくて、決まる過程、こういった状況、こういった考え方でやろうと思います。それに対して、議会や市民の意見を聞いて必要なものを取り入れていく。そういった形でこれをやっていただきたいと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 今の御指摘の件でございますが、安定ヨウ素剤を配布するという行為自体に関しまして、30年度から始まっているところでございますので、その変更については、結果、確定後という形になったところですが、こういう形でやりたいと、今おっしゃったような意見を受け止めながら、変更がある、30、31年はたまたまなかったんですけども、今後変更があるだとか、そのために毎回こういうふうに委員会を設けているところでございますので、その都度都度の意見も持ち帰りながら今後は県も含めて検討を連携を取りながらさせていただきたいと、やり方についても、考えさせていただきたいと思いますが、方向性として事前配布を行うということ、確定して皆さんに周知するというのが主眼でございますので、こういう形でさせていただいたというところでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の答弁の趣旨というか、要は私が言っているのは、やる過程でそれぞれ当局側の考え方、それに対する議会とか市民の意見、そういったのを議論しながら最終的に決める。そういった手続、やり方をこれから、来年以降になりますが、そういうふうなやり方をきちっとしてくださいということを言っているんですけど、来年からそういった形にしていだけますか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** そちら辺につきまして、今後、検討させていただきたいというふう

に思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 議会とか、市民の意見を聞きながらやるということに関して、検討するという答弁は、私はちょっと不満なのですが、ちゃんと趣旨を踏まえそういうやり方をしていただきたいというふうに思います。これに関しては、委員長にもお願いしたんですけど、特別委員会でまだ決まる前の段階でも、こういう状況の報告を求めるとか、議会、市民からの意見を当局に伝える場、そういった場をこの特別委員会でもそういった時期でも開いて、そういった場を設けていただきたいというふうに、そういった運営をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

**○尾沢委員長** よろしく進めさせていただきます。

**○土光委員** 中身について質問をします。今年は、いろんな経緯があって、この資料にもありますが、例年どおり、いわゆる説明会方式、それから県は、保健所で定期的に週2回やる。これはある意味では画期的なことだと思っています。そういうやり方が、実現したというのは、ただ、この資料を見る限りは、同じようなことを、それぞれ違うやり方とは言わないけど、それぞれ別個にやっているというか。市民から見ると、これ両方、例年の説明会方式、それから県が保健所でやる。これは同じものかどうか、どっちに行けばいいのか。どっちに行ってもいいのか、それが非常に分かりにくいと思います。チラシも別々のチラシというか、私は当然、やること、趣旨は全く同じものなので、当然一つのチラシに、例えば、今年はふれあいの里ですけど、こういう場もある。保健所では定期的、これをきちっと統一的にそういったチラシも作るべきだというふうに思っています。この辺は多分、来年もそういったことを検討されると思うので、これはそのようにやっていただく、二重行政の典型みたいな印象を私は受けますので、それは意見として申し上げます。

中身についてまず、説明会に関して、今年は会場が、4回あるけど全てふれあいの里、理由は先ほどの答弁、やり取りで分かりました。広い会場ということですね。ただ、昨年までも見ても、公民館の会場、もちろんそんなに広いところではないけど、例えば、昨年は1回なしになったから3回だったと思いますけど、一番多く来たのは何人なんですか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 一番多い件数でいきますと、和田公民館の、実数として24名、正確なところで世帯が7世帯ですので、24名全部来ていないと思いますので、24名以内ということでございます。

**○土光委員** 多分24名というのは、渡した対象者が24ということで、代理の受領とか、世帯代表であったと思いますので、それより実際に多分、実際に来た方は少ないと思います。私もある会場に何回か事前配布のときに、見に行っているのですが、そんなにいっぱい人が来て、込み合う状態という印象は受けていません。ただ、その辺はどういう判断をするかで、より広い会場が適切だという判断して、今年是这样いふうにするということ、それはそれでやるんだろうと思うけど、公民館の会場はそんなに狭くないし、それこそ換気とか、そんなのをきちっとやれば、ある程度、対応ができるのではないかな。三密を防ぐというのは、ふれあいの里、広いところでやるというのも一つの選択肢だけど、会場を増やすというのも一つの選択肢としてあると思います。来年の状況がどういふ状況か分

かりませんが、やはり、近くの公民館で配布をするというのは、住民にとって、対象者にとって利便性があるということで、そこはそういった可能性も含めて今後、もし同じ状況があるんだったら、検討をしていただきたいというふうに思います。これは要望というか、意見ですが、どう思われますか。答弁求めます。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** ここからはもうバランスの問題かと思いますが、今現時点におきましては、健康対策課としましては、健康対策課自体が新型コロナウイルス感染症防止策の第一線の課でございます。この観点から申し上げますと、片方側で先ほどからも意見が、いろいろな委員からも出ていますように、なるべく周知をして、たまたま去年の数がそういう少ない数だったかもしれませんが、片方側では、ある程度の人数をという意見をいただきながら、ほとんど来ていないので、小さいところで利便性というバランスの問題だと思うんですけども、今現時点において、2020年度のこの時点におきましては、行政としてふれあいの里で開催するというのが、ベストな考えだというふう考えております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 考え方は分かりました。それから、この資料で対象者、これ例年同じような記述、2番、対象者ということで、(1)から(4)、(4)はその他上記に準ずる理由、これに関して、要は、事前配布の対象者というのは、最初の3行のところに書いてありますけど、一時集結所で配布する際に、以下の理由でより速やかに受け取ることができない。要は、計画上は、一時集結所で配布するということになってはいますが、いろんな理由があって速やかに受け取ることができない方は、事前に持っておいてくださいね、そういった趣旨だと思います。一時集結所で速やかに受け取ることができない。これ例えば、もともといざ避難のときに、一時集結所に行かない人もいますよね。その人は当然、速やかに受け取ることができない云々以前の問題で、もともと配布場所である一時集結所に行かずに避難するという方が、具体的にいうと9割の方は自家用車でというふうに、避難計画でも想定しています。そういった方は当然、事前に受け取っておくことが望ましい方ではないかと思うのですが、いかがですか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** まずもって事故がありましたら、今委員がおっしゃるとおり、逃げると、車で避難するというのが、片方側では求められているところだと思います。そこら辺の心配が事前にあるというところであれば、事前配布というところは、拒むものでもありませんので、していただきたいと思いますが、離れた場所でも安定ヨウ素剤の服用会場で未服用の者に対しての服用というところの配布につきましても、検討しているところもありますので、まずもっては逃げるといふ行動を促進したいというふうに思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** もちろん、対象者でその他上記に準ずるということで、今私が指摘した9割の方が自家用車、これは準ずる者に該当する。多分だから、それ対象、配布、希望してもしないという扱いにならないというのは、分かっています。ただ、もっと私は、ここで例示していますよね、(1)、(2)、(3)、速やかに受け取ることができない人、例示として、自家用車で避難を考えている人も、事前配布という対象者、事前配布をしたほうがいいと

ということで、例示としてもきちっと記述すべきだと思うんですけど、単に、拒否するものでもない、配布しないものではない、そういった考え方ではなくて、そういった人こそ、事前にきちっと持っていたほうが、私は好ましいと思うんですけど、そういった例示を速やかに受け取ることができない人の一つとして、自家用車で避難を考えている方、というのもちきちっと記述すべきではないでしょうか。いかがですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 先ほどの健康対策課長の御答弁を若干修正しつつ、お答えさせていただきますけど、まず、避難の方法なんですけど、先ほど避難指示のこともありましたけど、まずは放射線のプルームがどのようにUPZ内になっていくのかという推移を事故後、サーベイランスで調べていくというそういう過程の中で、どういう避難タイミングがよろしいのかということをお必ず国、県、市で一緒になって市民の皆さん方の避難誘導について検討していくというまず基本があります。その中で、まずは屋内退避というものをお願いするわけなんですけど、その中で、タイミングとして一時集結所にあらかじめ行っていただくのか、その後避難指示をして9割の方が自家用車で、途中外にも安定ヨウ素剤を備蓄している場所がありますので、そこに寄っていただいで行くのか、あるいは、そこもパスしてしまっ避難退域時検査会場、そちらのほうでやっていただくのか、さらに、その後、中部、東部のほうにもまだありますので、その辺の中で個々の場合に応じて、受け取っていただく、もちろん安定ヨウ素剤というのは、そういった放射線を浴びてしまう数時間前から一定のタイミングでしか効果がないんだとされてますんで、そのタイミングというのは、重要なんですけど、実際の事故の推移、そういったものを見計らって、適切に国、県、市が指示をさせていただきますんで、土光委員おっしゃるその必ずしも避難方法ということに絡めて、条件づけをしていくとか、そういったこととは若干異なるのかなという気がしておりますけど、お考えとしては、そのことを書くとはほとんどの方に、希望する方に一定条件をつけているかのようなんですけど、先ほど健康対策課長が申しましたとおり、事情があれば、ということで御希望を伺って、基本は配布をしているんだと思います。その中に、具体的に自家用車で避難するからということを書くのは、視点がちょっとずれてくるかなと思いますんで、その辺は御理解をいただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 理解できないから聞くのですが、自家用車で逃げる人は、途中、備蓄場所で手に入れるとか、避難退域時検査場で手に入れるとか、さらには、避難先の東・中部、そういう場所がある。まずお聞きしたいんですけど、避難退域時検査場でそういった計画にあるというのは知っているのですが、それ以前の場所で自家用車で逃げる人が配布を受ける場所が計画にあるのですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 避難される方が、安定ヨウ素剤を受け取る場所についてということでございますけれども、一時集結所での受け取り、避難退域時検査会場での受け取り、こういった形に計画のほうでは記しております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が聞いているのは、永瀬さんは、自家用車で逃げる方は、受け取れる場所があると、その場所は3か所例示したと思います。避難する途中のどこかで受け取れる。

避難退域時検査場、それから避難先の東・中部、その3か所というふうに言われたと思います。今の答弁は、やっぱり2か所なんですか。どちらなんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 原則としましては、その一時集結所であったりとか、避難退域時検査会場での受け取りということにはなりませんけれども、その東部、中部にございます避難退域時検査会場に寄らずに避難をしてしまった方、そういった方に対応してその場で避難を行うような会場においても安定ヨウ素剤は備えてはおりますので、最終手段としましては、そちらでの配布ということにもなるかとは思いますが。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと明確に答弁ください。安定ヨウ素剤を事故が起きたときに配布できる場所というのは、一つには、当然一時集結所がありますよね、自家用車で逃げる方は、実際そこで受け取るのは無理だと思います。二つ目は、避難退域時検査場、ここではいろんな問題はあるだろうけど、多分受け取ることが可能なところの一つだと思います。それから、退域時検査場でも何らかの理由で受け取ることができなかった人は、避難先、東部、中部での会場で備えているからそこでというのがあると思います。その3か所なんですかよね。一時集結所を含めて3か所ですよ。違うんなら、外にあるんなら、外にここにあると言ってください。なければこの3か所だということをはっきり言ってください。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 私が申ししたのは、小中学校、一定の保育所とか、備蓄している場所がございますので、そのことを併せて申ししたので、少し間違った説明の仕方になりましたけれども、基本的には自家用車の場合でも、一時集結所に寄ってもらったりとか、そういったタイミングを計りながらどうしても一時集結所に寄れなくて、避難退域時検査会場に行くこともありますけど、基本的にその逃げ方と受け取りが自家用車で避難される方、避難の方法と安定ヨウ素剤の事前配布の配り方というのを直接理由づけて条件づけするというのは、違うのかとそういったことをちょっと先ほどは答弁をさせてもらったつもりです。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 避難の方法と事前に受け取るのが直接リンクするとは思いません。ただし、避難の方法によっていざというときに、安定ヨウ素剤がなかなか適切なタイミングに服用するために配布を受けるということがなかなか難しいという場合があります。その場合は、当然、そういった避難の方法をする人は、事前が好ましいという考え方はあると思います。そういう視点で私は言っています。私は自家用車で逃げる人は、これは避難の方法ですけど、それは計画上、適切なタイミングで服用するために、安定ヨウ素剤をなかなか事故が起きたときに、説明を受けて配布というのは、計画上なかなか難しい人になっているというふうに思っています。それはだから、自家用車で逃げる人はどこで配布を受けるのですかというふうに聞いている。一時集結所というふうな言い方をしていますが、それ事実上そんなことができないことは明らかだと思います。車でみんなそういう狭いところに行く。人数が非常に多くなる、そういった具体的に考えると私はまず無理、少なくともここでいう、速やかに受け取ることはできない人に該当すると思います。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** はい。

**○尾沢委員長** 避難についての話というより、今日の提案は。

**○土光委員** 対象者についての話をしています。

**○尾沢委員長** 安定ヨウ素剤の事前配布についてということでの説明ですので、これに一つ絞ってしていただかないと、と思います。事故を想定していろいろと御心配はあるかと思いますが、本日のこの報告案件について、質問のあるところはして、もし事故があったときの避難の方法からこのヨウ素剤の管理のことから誰がそれを知らせるかとか、そういうことに行きますと、とても迷路に入ってしまうような気がいたしますので、一つそこら辺のところを御理解お願いしたいと思います。どうぞ。

**○土光委員** はい。今の委員長の趣旨を理解した上で質問します。私が言っているのは、安定ヨウ素剤の事前配布で今日の資料で、2、対象者、対象者を（1）から（4）、というように言っていますが、自家用車で逃げる方も当然、事前配布を受けることが望ましい人というふうに考えられるのではないかと、そういう視点で質問をしています。なぜ、自家用車で逃げる人も、事前配布で事前に持っていたほうが好ましいかということ、速やかに受け取ることができない、それはなぜかということ、こういう避難方法で、もし逃げるとすると、こういうところでしか受け取れない。そういった計画上で見ると、それは適切なタイミングで服用するという、そういったことにはならない。だから、対象者にもそういうことを明示してはいかかと言っているんです。それに対して、これは永瀬さんが言ったと思います。そういうふうによく書くとほとんどの人が対象者になる。実際そうですね、9割の方は自家用車で逃げる。ほとんどの人が対象者になったら理由があっていけないんですか。こういう事前配布に必要性があって、これが結果的にほとんどの人が事前配布で、持っていたほうが望ましいというふうになったら、それいけないことなんですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 土光委員のこの安定ヨウ素剤の対象者の話については、これまでもいろいろと御意見を聞いてまいっておりますが、基本的には、事前配布をさせていただくその対象というのは、希望される方というのは、そういったこの1から4号までの該当する方に配布させていくという考えを持ちながらも基本的には、これまではそういったこの資料の裏面の5番のところの効果と副作用等とのこと、いろんな服用の方法とかを適切に理解をしていただいて、管理をしていただいて、そういった条件、そういったことをきちんとやらせてもらえる方に対して、持つといってもらおうということですので、とにかく、全員を対象にして配ってということでは今のところないという、今のところの国と県の考えでございますので、市としてもそれに従って対応させていただいているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** ほとんどの人に配ると、管理ができない人があって、副作用等、そういう心配がある。そういう理由で多くの人、ほとんどの人に配るというのをちゅうちょしているということですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 皆様方に対して、これの例えば、米子のUPZ、3万7,000人くらい対象がいるんですけど、その方々に対して、例えば、全ての人に適切な説明ができて、

管理をしていただけるようなことということをも前提にして今のところ、国とか県とかの考え方がつくられていないじゃないかなというふうに思って、本来は、その事故発生時の対応のところを一つ前段階で事前配布という特別の制度をつくっているということで、国、県、そういった考えで進めておられるというふうに認識しておりますので、配っちゃいけないんですとか、そういったことの議論ではなくて、制度的にそういった仕組みを用意されていると、そういった中に対して米子市とか境港市は、県と一緒に運用させてもらっているというところでございます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 制度的にそういうふうになっているというのは多分、国とか県、国のことを言っている、国の考え方がそうだという意味で言っているのでしょうか。

○尾沢委員長 永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監 国については、指針で示されていますけど、最終的には鳥取県のほうのお考えについて、米子市と境港市、歩調を合わせて取り組んでいるところでございます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 国自身が、UPZ圏内で、安定ヨウ素剤の事前配布、必要性云々は、これは国が必要があるとかないとか、そこまですべきではないと、そういうことは言っていないですね。その服用の指針というのを国は出していますけど、具体的にはこう書いてます。PAZは事前配布が原則、UPZに関しては、各自治体が安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体、ここでは米子市です。地方公共団体が、安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、PAZ内の住民に事前配布をする手順を採用して行うことができると書いてある。だから、そういった必要性をきちんと精査して、もちろん県とも相談が必要でしょう。米子市とか鳥取県の判断で必要だったら、することができる国は言っているんです。国はこれ以上やったらいけないとか、言っていないんです。だから、国の指針だとか、制度的にそうなっているというのは、それは違いますので、きちんと現状を認識して、必要性をきちんと判断して結果的に例えば、ほとんどの人が必要だと現実を見てそうなるんだったら、それができるように行政としては施策を行うべき、だというふうに思いますので、国の考え方は、とにかく。

○尾沢委員長 土光委員、まあ。

○土光委員 これは意見です。自治体の判断できる。

○尾沢委員長 要望であれば要望として言っていただいて、この再度申し上げますが、安定ヨウ素剤の事前配布についてということで、当局の説明について、こんなこと、こんなことということの質問というのは、大いに結構かと思いますが、あまり広がりすぎるわけにはいかないので、その要望ぐらいでよろしいですね。土光委員。

○土光委員 国の考え方がそうだというふうに指摘をしているのですが、答弁を求めます。

○尾沢委員長 永瀬防災安全監。

○永瀬防災安全監 おっしゃるとおり、国のほうが今必要性で検討というのは、そのとおりだと思っております。今、土光委員おっしゃった自家用車利用の9割が、この条件とかに盛り込むということ、それとは別に全員に配ると、それが多分必要だというふうにおっしゃっているんじゃないかと思うんですけど、そのあたりが今回のそもそも県が、事前配

布の対象者として、こういった基準を定めているというものの中に取り込むということが、議論としてよいのかどうなのか、そういった必要性については、御意見があったということをお県のほうに伝えてみたいとは思いますが、基本的には、今回、令和2年度の安定ヨウ素剤の事前配布については、先ほど健康対策課長の説明がありましたとおり、この対象者は、去年と基本は変わっていないんですけど、実施させていただきたいと思っております。

**○尾沢委員長** よろしいんじゃないですか。今の回答で。土光委員。

**○土光委員** もちろん、今年に関しては、もう固まってチラシもできているから、このとおりにやるしかないからこれでちゃんとやってください。当然、来年とかそういったことがあるので、意見を申し上げているんです。自家用車云々に関しては、今、私はそういった意味で必要な方、対象者じゃない方、は私が思うということをお伝えしているわけで、当然そういった意見、考えもきちんと今後やるときに、県も含めて議論の対象にして議論をしていただきたいというふうに思いますが、それはよろしいですか。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** その旨、県のほうに伝えたいと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 来年に向けても多分、県はやるんだろう、ずうっと続けてやるんだろうと思っております。そうすると、米子市が一昨年度から説明会方式でやっていた、その二つというのは、きちんとどこまで必要か、どういうやり方が一番適切か、これはきちっと相談しながら分かりやすいように実施すべきだというふうに思っています。一つの視点で、今保健所のやり方、例えば、今年でいけば、保健所で定期的にやりますよね、米子市もやりますけど、結果的に会場がふれあいの里ですよね。だから、対象者から見れば、保健所に行こうがふれあいの里に行こうがあんまり変わりはないというふうに思うんです。ここはある意味で、合理化してもいいと思っております。ただ一つの視点で、保健所は今の計画では平日の午後3時から午後5時までしかしないです。やはり、日曜日とか、夜という時間帯でやることは、必要だと思うので、来年米子市のいわゆる説明会方式を考えると、そういったことも含めて県ときちっと検討をして、一番対象者にとって利便性が高くなるようなことを考えていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

**○尾沢委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 今の御指摘につきまして、先ほどの御指摘も含めまして、場所についてもお話したとおり、今年度とか、現時点における行政としてのベストを常に求めていきますので、今日この委員会でもいただいた意見を踏まえまして、来年度以降どうしたらいいかというところは、考えさせていただきたいというふうに思っています。

**○尾沢委員長** 中田委員。

**○中田委員** 考え方としては、やり方とか、周知方法を決めて、こういうやり方でやりたいということで今日、報告があったことなので、それについての御意見を皆さん方も言っておられると思っておりますので、実施後に、どうであったかという報告の中で、今後の在り方については、様々な意見や議論をそこですればいいと思っております。若干、皆さんが言っているので、一言言わせてもらえば、永瀬さんもちらっと言われたかもしれませんが、実際には事故発生から放出までの間の中で、屋内退避だとか、そのいろんなタイミング、避難までのタイミングの中で、プルームの動きを察知しながら、どういうタイミングでどこに

行くのか、どこにいるべきかというのがある中で、これも活用されるので、極端にいうと、事故が発生しましたと、マイカーで逃げるような人は、その被害にあっていない人までは、持つとく必要はないと思っています。だから、適切なタイミングで適切な場所にいる人が、適切な服用の仕方飲むべきものであって、そこには当然周知がきちっとされるのが、今この段階では、説明会の中において、求められることだと思いますし、そういう面で一言だけ言わせてもらえば、この周知方法の中で小中学校とかのところでチラシを配布するというのがあるんですけど、高齢者のところがちょっと薄いかなという気がしますんで、そこら辺の周知の中での配布はぜひお願いしておきたいと思います。あとは、実施後の報告の中でまたいろいろ意見を言わせていただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 来年度に向けてに関しては実施後ということで、そういうふうに理解します。今年の実施に関して、保健所がやりますよね。今まで説明会方式は米子市と県が協力して、多分米子市の職員も出かけてやっていました。今年もそうだと思います。この保健所でやることに関しては、米子市は、例えばそこに出かけて行ったりということはないんですか。

**○尾沢委員長** 仲田健康対策課課長補佐。

**○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐** 今現在、確認しているところでは、米子市の職員が保健所のほうに出向くということはありません。今、現段階ですけど。

**○尾沢委員長** ほかに。

[「なし」という声]

**○尾沢委員長** 御意見がないようでございますので、本件については終了いたします。

次にその他ですが、委員並びに執行部の皆さんから何かございますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 先ほどの安定ヨウ素剤の事前配布の件のところの土光委員の発言の最初ところにありました、今後の委員会の開催のやり方について、市民の意見を伝えるやり方であるとか、適宜、開催を考えているというような委員長から前向きなやり取りを聞かせていただいたんですけども、この委員会の当局からの報告を受けていくということであるとか、検討するという場について、先ほど中田委員は事前配布の一つの年間の大きな事業が終わった後の来年に向けての総括の場というような提案もありましたけど、もう少し委員会開催につきまして、精査していただいて、委員にもどういったタイミングでどういった内容でこの委員会をもっていくのかということが分かるように御説明をいただければありがたいなと思います。以上です。

**○尾沢委員長** お聞きしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかございませんか。

[「なし」という声]

**○尾沢委員長** 執行部のほうもありませんね。

ないようでございますので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前 11 時 09 分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫

原子力発電・エネルギー問題等調査特別副委員長 土 光 均